

熊本県港湾整備事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県

事 業 名 : 港湾整備事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

港湾	三角港		
法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	昭和28年
職 員 数	6 人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	波多マリーナ	
	ウ PPP・PFI	なし	

港湾	八代港		
法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	昭和28年
職 員 数	11 人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	コンテナターミナル及び 八代港国際旅客船拠点(緑地・駐車場)	
	ウ PPP・PFI	なし	

港湾	熊本港		
法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 月 日	昭和48年
職 員 数	6 人	港 湾 区 分 (重 要 港 湾 等)	重要港湾
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	コンテナターミナル	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 使用料体系 別紙1のとおり

(3) 現在の経営状況

年間取扱貨物量 ※過去3年度分を記載	令和4年 (2022年)	5,825,616 トン	令和5年 (2023年)	5,706,893 トン	令和6年 (2024年)	5,754,672 トン
年間船舶乗降旅客数 ※過去3年度分を記載	令和4年 (2022年)	1,449,036 人	令和5年 (2023年)	1,876,938 人	令和6年 (2024年)	2,013,125 人
年間使用料収入額 (税 込 み) ※過去3年度分を記載	令和4年度 (2022年度)	813,194 千円	令和5年度 (2023年度)	828,182 千円	令和6年度 (2024年度)	842,231 千円
収益的収支比率 ※過去3年度分を記載	令和4年度 (2022年度)	71.5 %	令和5年度 (2023年度)	97.9 %	令和6年度 (2024年度)	69.5 %
経費回収率 ※過去3年度分を記載	令和4年度 (2022年度)	32.6 %	令和5年度 (2023年度)	44.6 %	令和6年度 (2024年度)	32.1 %
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	令和4年度 (2022年度)	36.8 %	令和5年度 (2023年度)	51.7 %	令和6年度 (2024年度)	36.4 %
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	令和4年度 (2022年度)	72.9 %	令和5年度 (2023年度)	74.2 %	令和6年度 (2024年度)	75.2 %

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】
 ・年間取扱貨物量は580万トン程度で推移しており、年間船舶乗降旅客数はコロナ禍前の旅客数水準に戻つつある。また、使用料収入額は増加傾向にある。
 ・本県港湾は、収益的収支比率及び経費回収率が100%を下回っている。また、他会計補助金比率も30%以上あることから、一般会計繰入金に依存した経営状況にある。
 ・施設の老朽化について見てみると、有形固定資産減価償却率が70%超となっており、施設の多くで更新の検討が必要となっている。
 ・今後の課題としては、施設の使用状況や老朽化を勘案し、適正な維持管理を行うとともに、計画的な投資を行うことで他会計繰入金に依存した経営からの脱却が求められる。

※年間取扱貨物量及び年間船舶乗降旅客数は暦年で集計している。

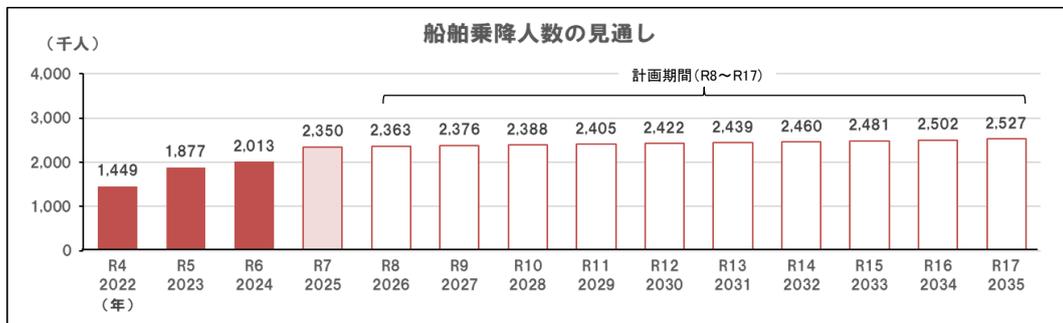
※年間使用料収入額(税込み)は年度で集計している。

※港湾ごとの経営状況(年間取扱貨物量、年間船舶乗降旅客数及び年間使用料収入額)については別紙2のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 取扱貨物量等の見通し

取扱貨物量の見通しについては、八代港及び熊本港はポートセールスビジョンにおけるコンテナ貨物取扱数の目標値の伸び率を基に推計しており、その他の港湾は過去の実績から横ばいを見込む。
また、船舶乗降人数の見通しについては、クルーズ船は過去の伸び率の実績を基に推計しており、定期旅客船等は過去の実績から横ばいを見込む。



(2) 使用料収入の見通し

使用料収入については、令和8年度内の熊本港・八代港コンテナヤード拡張、令和13年度の熊本港耐震強化岸壁完成等の新規港湾施設整備等完成による増加を見込む。



(3) 施設の見直し

維持補修については、「港湾施設の長寿命化計画」に基づき、対策の優先度が高い施設の補修等から取り組むとともに、予算の平準化や維持管理コストの縮減を図る。
 また、本事業での新たな整備としては、八代港及び熊本港でのコンテナヤード拡張、ふ頭用地の造成を見込む。それ以外の整備については、今後、新たな整備計画が具体化してから反映する。

内容	R 7 年度 2025	R 8 年度 2026	R 9 年度 2027	R 10 年度 2028	R 11 年度 2029	R 12 年度 2030	R 13 年度 2031	R 14 年度 2032	R 15 年度 2033	R 16 年度 2034	R 17 年度 2035
維持補修											
整備											

(4) 組織の見直し

港湾課、港管理事務所及び広域本部・地域振興局において港湾関連業務を行っている職員については、一般会計及び港湾整備事業特別会計から人件費を支出する。
 港湾施設の適切な維持管理及び整備を行うためには、今後も所要の人員体制が必要であることから、現在の人員体制を維持する見込み。

3. 経営の基本方針

- 1 くまもと新時代共創に向けた人流・物流拠点としての港湾機能の充実
- 2 熊本地震等の災害を踏まえた耐災化等の防災・減災対策の推進
- 3 長寿命化計画に基づく港湾施設の適切な維持管理
- 4 港湾施設の効率的な管理・運営

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙3のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資の平準化により、収支の均衡を図り、一般会計からの繰入金を抑制する。
-----	-------------------------------------

- ・港湾機能の向上のための施設整備に要する経費
- ・港湾機能施設整備のため起債した企業債の償還元金

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入の安定的な確保に努め、収支の均衡を図り、一般会計からの繰入金を抑制する。
-----	---

<ul style="list-style-type: none"> ・重要港湾及び地方港湾に係る使用料収入(電気使用料等含む) ・港湾機能施設整備のため起債した企業債(借換債分含む) ・起債償還元金の財源の不足分に対する一般会計からの繰入金 等
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・事業に従事する職員に係る給与 ・県管理港湾の管理運営及び港湾施設の維持補修に要する経費 ・八代港国際クルーズ拠点(くまもんポート八代)管理運営に要する経費 ・港湾機能施設整備のため起債した企業債の償還利子 等
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設については、投資の平準化を図りながら、適切な維持補修等により施設の長寿命化を図る。 ・また、新たな施設の整備については、整備計画が具体化してから反映する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<ul style="list-style-type: none"> ・使用料については、今後も対価として適切か、現在の経済情勢に相応しいか等の見直しを行い、定期的な改定を行う。 ・一般会計繰入金については、過去の投資に対する起債償還のため繰入を行っている状況であるが、それらの公債費は令和9年度以降減少する見込みであることから、一般会計繰入金についても徐々に減少していく見込み。
--

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<ul style="list-style-type: none"> ・PPP・PFI・指定管理者制度等の活用を検討する。
--

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	県の総合計画及び社会情勢の変化等に対応していくため、適宜、本戦略の進捗管理や事後検証を行い、必要に応じて経営目標や戦略の見直しを行う。
---------------------	---

(2)使用料体系

※本表は、経営戦略策定・改定マニュアルを基に作成しているため、改定率(a/b%)については条例改正時における改定率(9.43%)と必ずしも一致しない。

使用料体系の概要・考え方

施設区分	使用料区分	単位	現行(a) (R7.12.25改定)		前回(b) (R4.3.23改定)		改定率 (a/b)%	前回(c) (R3.10.13改定)		改定率 (b/c)%	
			円	銭	円	銭		円	銭		
岸壁、棧橋、浮橋、浮揚場	普通船 コンテナの積卸し	係留時間が6時間を超えない場合	総トン数1トンにつき	2	75	2	53	108.7%	2	53	100%
		係留時間が6時間を超える場合	総トン数1トンにつき	2円75銭※1に、6時間を超える6時間までごとにつき、1円32銭※2を加算した額		2円53銭に、6時間を超える6時間までごとにつき、1円21銭を加算した額		※1:108.7% ※2:109.1%	2円53銭に、6時間を超える6時間までごとにつき、1円21銭を加算した額		100%
	その他の使用	総トン数1トン当たり係留24時間までごとにつき	5	61	5	17	108.5%	5	17	100%	
定期客船(自動車航送船を除く。)	総トン数50トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	1452	00	1,331	00	109.1%	1,331	00	100%	
	総トン数50トン以上100トン未満	係留1日1回当たり1月までごとにつき	2200	00	2,013	00	109.3%	2,013	00	100%	
	総トン数100トン以上	係留1日1回当たり1月までごとにつき	3300	00	3,014	00	109.5%	3,014	00	100%	
自動車航送船	総トン数1トン当たり係留24時間までごとにつき	6円5銭※1(平水区域を航行区域とする二層以上の甲板を備えた自動車航送船で船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和56年運輸省令第47号。以下「省令」という。) 第36条第2号及び第3号に掲げる要件に適合するものにあつては、6円5銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第6に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が0.7未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、1円54銭※2を控除して得た額(その額に、5銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5銭以上10銭未満の端数があるときはこれを10銭に切り上げる。))	5円50銭(平水区域を航行区域とする二層以上の甲板を備えた自動車航送船で船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和56年運輸省令第47号。以下「省令」という。) 第36条第2号及び第3号に掲げる要件に適合するものにあつては、5円50銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第6に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が0.7未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、1円38銭を控除して得た額(その額に、5銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5銭以上10銭未満の端数があるときはこれを10銭に切り上げる。))	※1:110.0% ※2:111.6%	5円50銭(平水区域を航行区域とする二層以上の甲板を備えた自動車航送船で船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和56年運輸省令第47号。以下「省令」という。) 第36条第2号及び第3号に掲げる要件に適合するものにあつては、5円50銭に垂線間長の中央における型深さをメートルで表した数値から省令別表第6に掲げる垂線間長の区分に応じ、同表に定める数値を控除した数値に対する垂線間長の中央における型深さの下端から船側における第二甲板の下面までの垂直距離をメートルで表した数値の割合(その割合が0.7未満のときは、0.7)を乗じて得た額から、1円38銭を控除して得た額(その額に、5銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、5銭以上10銭未満の端数があるときはこれを10銭に切り上げる。))	100%					
渡船(同一港湾区域内を運行するものに限る。)	1月までごとにつき	5,511	00	5,038	00	109.4%	5,038	00	100%		
係船専用浮橋	船舶の長さ1メートル当たり1月につき	506	00	462	00	109.5%	462	00	100%		
駐車場	八代港国際旅客船拠点駐車場 駐車場としての使用(国際旅客船乗客用観光バスの駐車に限る。)	国際旅客船乗客用観光バス1台当たり1日につき	2,189	00	2,000	00	109.5%	2,000	00	100%	

施設区分	使用料区分		単位	現行(a)		前回(b)		改定率 (a/b)%	前回(c)		改定率 (b/c)%
				(R7.12.25改定)		(R4.3.23改定)			(R3.10.13改定)		
	その他 の使用	寄港日 (法第2 条の3第 1項に規 定する国 際旅客船の寄 港する日 をいう。 以下同じ。)	1平方 メートル 当たり1 日につき	84	26	77	00	109.4%	77	00	100%
		寄港日 以外の 日	1平方 メートル 当たり1 日につき	10	78	9	90	108.9%	9	90	100%
荷さばき 地及び 野積場	コンテナ 貨物の 荷さばき を行うた めの区 域で知 事が定 めるもの	コンテナの蔵置	コンテナ 1個当 たり1日 までご とにつき	88	00	77	00	114.3%	77	00	100%
		その他の使用	1平方 メートル 当たり1 日までご とにつき	4	29	3	96	108.3%	3	96	100%
	備考			1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあっては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき19円25銭※1を加算した額)を別途徴収する。		1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあっては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき17円60銭を加算した額)を別途徴収する。		※1:109.4%	1 底面積が160平方フィートのコンテナをコンテナ1個として計算する。 2 附属の電気施設を使用する場合は、実費(冷凍電源設備にあっては、実費にコンセント1口当たり1時間までごとにつき17円60銭を加算した額)を別途徴収する。		100%
	舗装されている区域(コンテナ貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるものを除く。)		1平方 メートル 当たり1 日までご とにつき	4	29	3	96	108.3%	3	96	100%
	舗装されていない区域		1平方 メートル 当たり1 日までご とにつき	2	64	2	42	109.1%	2	42	100%
	備考			照明用投光器を使用する場合は、1時間までごとにつき781円※1を別途徴収する。		照明用投光器を使用する場合は、1時間までごとにつき715円を別途徴収する。		※1:109.2%	照明用投光器を使用する場合は、1時間までごとにつき715円を別途徴収する。		100%
荷役機 械	ジブクレーン		30分まで ごとにつ き	11440	00	10450	00	109.5%	10450	00	100%
	ガントリークレーン		30分まで ごとにつ き	24079	00	22,000	00	109.5%	22,000	00	100%
	ストラッドルキャリアー		30分まで ごとにつ き	3014	00	2,750	00	109.6%	2,750	00	100%
荷役機 械 附 帯 施 設	八代港 マイナス 12メー トル岸 壁 附 帯レ ール	軌道走行式荷役 機械による使用	1月まで ごとにつ き	1,400,647	60	1,400,647	60	100.0%	1,400,647	60	100%
上屋	くん蒸上 屋	熊本港	1室当 たり1日 までご とにつ き	10835	0	9,900	00	109.4%	9,900	00	100%
		その他の港湾	1平方 メートル 当たり1 日までご とにつ き	12	87	11	77	109.3%	11	77	100%
	小口貨物積替上屋		1平方 メートル 当たり1 日までご とにつ き	31	68	29	00	109.2%			新設

施設区分	使用料区分		単位	現行(a)		改定率 (a/b)%	前回(c)		改定率 (b/c)%
				(R7.12.25改定)			(R3.10.13改定)		
	その他 の上屋	熊本港	1平方メートル 当たり1日 までごと につき	1375	1254	109.6%	1254	100%	
		その他 の港湾	木造	1平方メートル 当たり1日 までごと につき	748	682	109.7%	682	100%
			鉄骨・耐 火構造	1平方メートル 当たり1日 までごと につき	1287	1177	109.3%	1177	100%
旅客乗 降用施 設	三角港		1回につ き	37400	34100	109.7%	34100	100%	
	熊本港		1回につ き	86900	79200	109.7%	79200	100%	
	八代港		1基当 たり1回 につ き	1203400	11,00000	109.4%	11,00000	100%	
待合所	三角港 二 号 待 合 所	旅客の切符及び荷 物の取扱い	1平方 メートル 当たり1 月まで ごと につ き	78100	71500	109.2%	71500	100%	
		広告物の掲示	71.5	132000	1,21000	109.1%	1,21000	100%	
		その他の使用	1平方 メートル 当たり1 月につ き	183700	1,68300	109.2%	1,68300	100%	
	熊本港 待 合 所	旅客の切符及び荷 物の取扱い	1平方 メートル 当たり1 月まで ごと につ き	96800	88000	110.0%	88000	100%	
		広告物の掲示	1平方 メートル 当たり1 月まで ごと につ き	160600	1,46300	109.8%	1,46300	100%	
		その他の使用	1平方 メートル 当たり1 月につ き	224400	2,04600	109.7%	2,04600	100%	
	その他 の 待 合 所	旅客の切符及び荷 物の取扱い	1平方 メートル 当たり1 月まで ごと につ き	78100	71500	109.2%	71500	100%	
		広告物の掲示	1平方 メートル 当たり1 月まで ごと につ き	78100	71500	109.2%	71500	100%	
		その他の使用	1平方 メートル 当たり1 月につ き	105600	96800	109.1%	96800	100%	
船舶の ため の 給 水 施 設	勤務時間内に給水する場合		1立 方 メートル まで ごと につ き	30800	28600	107.7%	28600	100%	
	勤務時間外に給水する場合		1立 方 メートル まで ごと につ き	38500	35200	109.4%	35200	100%	
緑地	八代港 国際旅 客船 拠点 緑地	寄港日	1平方 メートル まで ごと につ き	8426	7700	109.4%	7700	100%	
		寄港日以外の日	1平方 メートル まで ごと につ き	1078	990	108.9%	990	100%	

施設区分	使用料区分	単位	現行(a) (R7.12.25改定)		前回(b) (R4.3.23改定)		改定率 (a/b)%	前回(c) (R3.10.13改定)		改定率 (b/c)%		
広場	運動場	1時間までごとにつき	385	00	352	00	109.4%	352	00	100%		
	備考		照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,276円※1を別途徴収する。		照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,166円を別途徴収する。		※1: 109.4%	照明設備を使用する場合は、30分までごとにつき1,166円を別途徴収する。		100%		
福利厚生施設	飲食物の販売	1平方メートル当たり1月までごとにつき	979	00	891	00	109.9%	891	00	100%		
	その他の使用	1平方メートル当たり1月につき	2277	00	2,079	00	109.5%	2,079	00	100%		
港湾管理施設	管理棟	1平方メートル当たり1月までごとにつき	1078	00	990	00	108.9%	990	00	100%		
港湾施設用地 (道路の敷地を除く。)	使用期間が1月未満	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1月につき	67	84	62	34	108.8%	62	34	100%	
		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1月につき	知事が定める額		知事が定める額		—	知事が定める額		—	
		広告塔又は広告板	表示面積1平方メートル当たり1月につき	97	16	88	92	109.3%	88	92	100%	
		地下埋設管の設置	外径50センチメートル未満	長さ1メートル当たり1月につき	10	09	9	16	110.2%	9	16	100%
			外径50センチメートル以上	長さ1メートル当たり1月につき	19	25	17	42	110.5%	17	42	100%
		その他の使用	1平方メートル当たり1月につき	知事が定める額		知事が定める額		—	知事が定める額		—	
	使用期間が1月以上※3	電柱、標識その他の柱(以下「電柱類」という。)の設置	1本当たり1年につき	740	00	680	00	108.8%	680	00	100%	
		電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設	架設する電柱類の本柱1本当たり1年につき	知事が定める額		知事が定める額		—	知事が定める額		—	
		広告塔又は広告板	表示面積1平方メートル当たり1年につき	1060	00	970	00	109.3%	970	00	100%	
		地下埋設管の設置	外径50センチメートル未満	長さ1メートル当たり1年につき	110	00	100	00	110.0%	100	00	100%
外径50センチメートル以上			長さ1メートル当たり1年につき	210	00	190	00	110.5%	190	00	100%	
その他の使用	1平方メートル当たり1年につき	知事が定める額		知事が定める額		—	知事が定める額		—			
マリーナ施設	係船専用浮橋	長期使用	長さ5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	96,778	00	88,440	00	109.4%	88,440	00	100%	

施設区分	使用料区分	単位	現行(a) (R7.12.25改定)		前回(b) (R4.3.23改定)		改定率 (a/b)%	前回(c) (R3.10.13改定)		改定率 (b/c)%
		長さ5メートルを超え7.5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	132,891	00	121,440	00	109.4%	121,440	00	100%
		長さ7.5メートルを超え9メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	159,467	00	145,728	00	109.4%	145,728	00	100%
		長さ9メートルを超える部分0.3メートルごとにつき5,060円※1に長さ9メートルを超える部分0.3メートルごとにつき4,620円を加算した額	159,467円※1に長さ9メートルを超える部分0.3メートルごとにつき5,060円※2を加算した額	145,728円に長さ9メートルを超える部分0.3メートルごとにつき4,620円を加算した額	※1: 109.4% ※2: 109.5%	145,728円に長さ9メートルを超える部分0.3メートルごとにつき4,620円を加算した額	100%			
	短期使用	1日につき	2,409	00	2,200	00	109.5%	2,200	00	100%
陸上保管施設		長さ5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	132,891	00	121,440	00	109.4%	121,440	00	100%
		長さ5メートルを超え7.5メートル以下の船舶1隻当たり1年につき	169,004	00	154,440	00	109.4%	154,440	00	100%
上下架施設		揚艇又は降艇1回につき	1,804	00	1,650	00	109.3%	1,650	00	100%

※3:平成17年改正により消費税を含む総額表示に変更を行っているが、土地の使用期間が1か月以上のものは消費税法により非課税単価を示す。

(1)事業形態

【重要港湾】

港湾名 事業開始年	三角港			八代港			熊本港		
	昭和28年			昭和28年			昭和48年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	266,764	303,835	266,537	4,013,168	3,977,673	3,873,077	933,141	889,006	1,090,394
年間船舶乗降旅客数(人)	9,678	14,727	23,211	1,414	61,979	140,832	477,469	649,408	685,150
年間使用料収入額(円)	37,901,707	39,859,740	44,165,017	509,655,656	522,713,750	532,060,105	96,407,360	108,073,355	106,703,520

【地方港湾】

港湾名 事業開始年	水俣港			百貴港			河内港		
	昭和28年			昭和28年			昭和28年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	105,401	108,701	103,044	77,276	65,910	61,993	20	22	15
年間船舶乗降旅客数(人)	5,563	5,537	5,319						
年間使用料収入額(円)	81,116,994	82,988,448	87,173,922	2,371,230	2,356,299	2,339,753	1,314,987	1,296,952	1,300,453

港湾名 事業開始年	長洲港			佐敷港			田浦港		
	昭和28年			昭和28年			昭和41年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	194,839	169,964	186,124	75,390	66,417	52,413	0	0	0
年間船舶乗降旅客数(人)	617,852	735,970	736,890	1,072	1,452	1,064			
年間使用料収入額(円)	39,293,945	27,246,959	26,642,611	8,544,130	9,502,374	7,742,280	2,786,780	838,740	1,738,331

港湾名 事業開始年	本渡港			大門港			合津港		
	昭和28年			昭和28年			昭和28年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	89,760	66,357	51,464	15,575	18,045	14,223	1,243	1,243	1,325
年間船舶乗降旅客数(人)	34,833	35,488	37,146						
年間使用料収入額(円)	22,329,538	20,475,956	19,672,822	26,936	4,184	251,545	4,016,598	4,966,585	5,014,162

港湾名 事業開始年	大浦港			姫戸港			鬼池港		
	昭和28年			昭和28年			昭和28年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	0	0	0	98	98	113	8,500	8,930	12,836
年間船舶乗降旅客数(人)							185,390	242,027	239,878
年間使用料収入額(円)	65,008	85,905	98,166	418,502	749,427	194,353	2,307,502	2,308,145	2,318,258

港湾名 事業開始年	富岡港			高浜港			牛深港		
	昭和28年			昭和28年			昭和40年		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	28,780	17,190	31,980	191	260	256	15,470	13,242	8,878
年間船舶乗降旅客数(人)	6,541	7,981	7,975				109,224	122,369	135,660
年間使用料収入額(円)	3,069,247	3,152,047	3,122,643	259,108	257,068	377,528	1,308,407	1,305,830	1,315,674

取扱貨物量の見通しにつき	重要港湾			地方港湾		
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
年間取扱貨物量(トン)	5,213,073	5,170,514	5,230,008	612,543	536,379	524,664
年間船舶乗降旅客数(人)	488,561	726,114	849,193	960,475	1,150,824	1,163,932
年間使用料収入額(円)	643,964,723	670,646,845	682,928,642	169,228,912	157,534,919	159,302,501

区 分		年 度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	R13年度 2031年度	R14年度 2032年度	R15年度 2033年度	R16年度 2034年度	R17年度 2035年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,817,471	1,821,795	2,116,027	2,294,980	2,209,793	2,202,443	1,965,209	1,860,773	1,765,079	1,680,757	1,593,829	1,438,770	1,404,603
	(1) 営 業 収 益 (B)	828,182	842,231	886,605	961,397	969,397	969,397	969,397	969,397	969,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397
	ア 料 金 収 入	828,182	842,231	886,605	961,397	969,397	969,397	969,397	969,397	969,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	989,289	979,564	1,229,422	1,333,583	1,240,396	1,233,046	995,812	891,376	695,682	611,360	524,432	369,373	335,206
	ア 他 会 計 繰 入 金	960,482	953,064	1,194,037	1,319,285	1,225,011	1,217,661	980,427	875,991	680,297	595,975	509,047	353,988	319,821
	イ そ の 他	28,807	26,500	35,385	14,298	15,385	15,385	15,385	15,385	15,385	15,385	15,385	15,385	15,385
	2 総 費 用 (D)	871,795	902,534	1,005,066	1,177,826	1,162,591	1,156,387	1,151,246	1,147,422	1,142,631	1,138,333	1,134,890	971,880	962,452
	(1) 営 業 費 用	490,152	492,543	605,943	732,114	750,612	750,612	750,612	750,612	750,612	750,612	750,612	750,612	750,612
ア 職 員 給 与 費	59,828	60,338	62,718	62,718	62,029	62,029	62,029	62,029	62,029	62,029	62,029	62,029	62,029	
イ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	430,324	432,205	543,225	669,396	688,583	688,583	688,583	688,583	688,583	688,583	688,583	688,583	688,583	
(2) 営 業 外 費 用	381,643	409,991	399,123	445,712	411,979	405,775	400,634	396,810	392,019	387,721	384,278	221,268	211,840	
ア 支 払 利 息	27,284	27,387	54,923	101,512	51,979	45,775	40,634	36,810	32,019	27,721	24,278	21,268	11,840	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	27,284	27,387	54,923	101,512	51,979	45,775	40,634	36,810	32,019	27,721	24,278	21,268	11,840	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他	354,359	382,604	344,200	344,200	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	200,000	200,000	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	945,676	919,261	1,110,961	1,117,154	1,047,202	1,046,056	813,963	713,351	622,448	542,424	458,939	466,890	442,151	
1 資 本 的 収 入 (F)	273,400	2,235,900	1,263,400	1,309,700	1,554,000	787,000	345,100	414,200	302,700	170,000	205,000	669,400	250,000	
(1) 地 方 債 (うち 資 本 費 平 準 化 債)	273,400	2,095,900	1,263,400	1,309,700	1,554,000	787,000	345,100	414,200	302,700	170,000	205,000	669,400	250,000	
(2) 他 会 計 補 助 金														
(3) 他 会 計 借 入 金														
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		140,000												
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
(6) 工 事 負 担 金														
(7) そ の 他														
2 資 本 的 支 出 (G)	1,257,832	3,135,942	2,374,361	2,426,854	2,601,202	1,833,056	1,159,063	1,127,551	925,148	712,424	663,939	1,136,290	692,151	
(1) 建 設 改 良 費 (うち 職 員 給 与 費)	273,441	1,418,200	730,000	630,000	320,000	320,000	170,000	170,000	170,000	170,000	205,000	250,000	250,000	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H) (うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金)	984,391	1,717,742	1,644,361	1,796,854	2,281,202	1,513,056	989,063	957,551	755,148	542,424	458,939	886,290	442,151	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 984,432	△ 900,042	△ 1,110,961	△ 1,117,154	△ 1,047,202	△ 1,046,056	△ 813,963	△ 713,351	△ 622,448	△ 542,424	△ 458,939	△ 466,890	△ 442,151	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 38,756	19,219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (L)	367,881	326,711	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前 年 度 か ら の 繰 越 金														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	329,125	345,930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	326,711													
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,414	345,930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ((Q)/(P) × 100)														
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D) × 100)	97.9	69.5	79.9	77.2	64.2	82.5	91.8	88.4	93.0	100.0	100.0	77.4	100.0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 額 (R)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	828,182	842,231	886,605	961,397	969,397	969,397	969,397	969,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397	1,069,397	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	8,860,514	7,282,971	5,865,825	4,364,170	3,669,012	2,990,374	2,409,204	1,936,812	1,563,490	1,278,359	1,119,881	588,901	516,818	
○他会計繰入金 (単位:千円)														
区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	R13年度 2031年度	R14年度 2032年度	R15年度 2033年度	R16年度 2034年度	R17年度 2035年度
収 益 的 収 支 分		960,482	953,064	1,194,037	1,319,285	1,225,011	1,217,661	980,427	875,991	680,297	595,975	509,047	353,988	319,821
	うち 基 準 内 繰 入 金													
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金													
合 計		960,482	953,064	1,194,037	1,319,285	1,225,011	1,217,661	980,427	875,991	680,297	595,975	509,047	353,988	319,821